

I. 教育学研究科の教育課程等 (教育職員免許法(抄))

1. 修学の形態・方法

(1) 授業時間

教育学研究科の授業時間は第1校時から第5校時までとし、前期、後期を通して次のとおりとする。

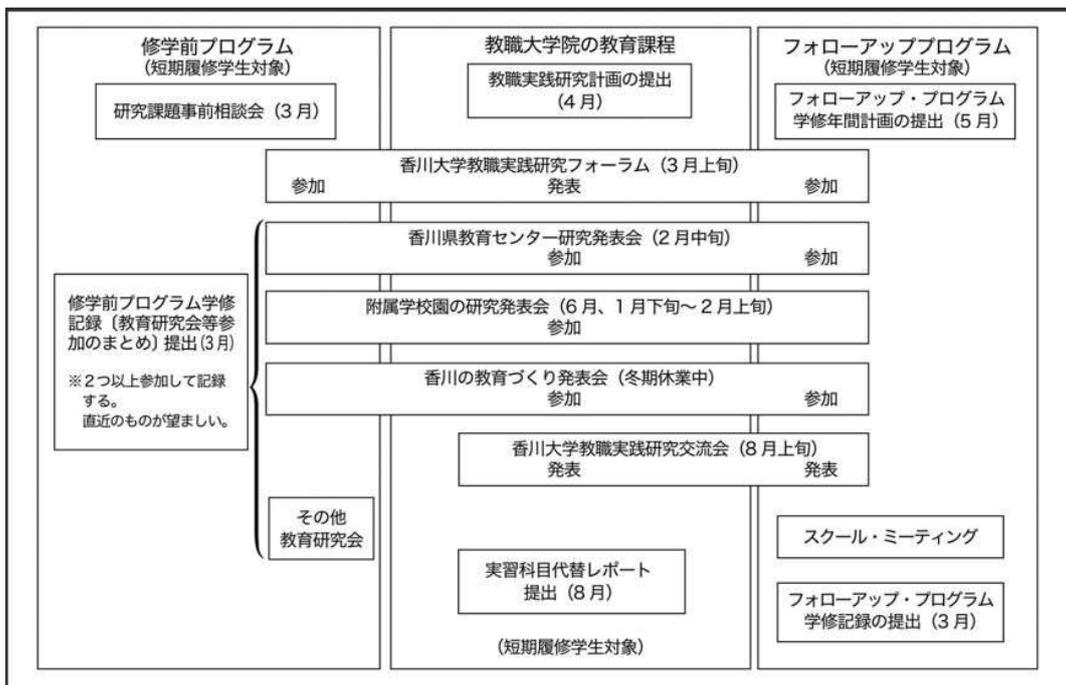
第1校時	8時50分	～	10時20分
第2校時	10時30分	～	12時00分
第3校時	13時00分	～	14時30分
第4校時	14時40分	～	16時10分
第5校時	16時20分	～	17時50分

(2) 短期履修学生制度(P.21)

短期履修学生制度は、教職経験が5年以上又は学校教育法施行規則第20条に規定する「教育に関する職」に10年以上あり、かつ教育委員会等からの推薦がある者が申請できる制度である。標準履修で2年次に開講される授業科目を早期に履修し、1年間での修了を可能にするものである。厳正な審査により認められた者に適用する。認定された者は、「学校臨床実習Ⅰ・Ⅱ(4単位)」を免除される。代わりに、入学前の「教職大学院修学前プログラム」、前期終了後の「学校臨床実習代替レポート」、大学院修了後に1年以上(最大3年)の「教職大学院フォローアップ・プログラム」(P.7 参照)が必修として課せられる(下図参照)。

3) 長期履修学生制度(P.19)

長期履修学生制度は、職業(学校や教育関連施設等の非常勤講師など)を有している等の理由で、教育課程を長期に設定して計画的に履修しようとする者のための制度である。この制度では、標準修業年限(2年)を超えて4年間に上限として履修計画を立て、長期履修学生として在籍することが可能である。長期履修学生として認められた場合の授業料は、履修期間にかかわらず、原則2年間で払うべき授業料総額を、3年又は4年に分割して支払うことができる。本学大学院教育学研究科では、小学校教員免許取得コースの学生にも長期履修学生制度を適用している。



* 他都道府県の学校に在籍の者については各都道府県主催の研究会等で一部代替可能

2. 履修基準及び履修方法

(1) 区分ごとの授業科目と履修基準及び履修方法

区分	領 域・ 授 業 科 目	単 位	履修方法
共通科目	教育課程の編成・実施に関する領域(1科目) 教科等の実践的な指導法に関する領域(3科目) 生徒指導及び教育相談に関する領域(3科目) 学級経営及び学校経営に関する領域(2科目) 学校教育と教員の在り方に関する領域(2科目) 研究倫理に関する領域(1科目)	19 選択 必修	6領域すべてから最低1科目・2単位(研究倫理に関する領域については1単位)ずつ選択して履修し、計19単位以上を修得する。
コース科目	学校力開発領域 授業力開発領域 特別支援力開発領域 教職実践研究Ⅰ(学校力開発, 授業力開発, 特別支援力開発) 教職実践研究Ⅱ(学校力開発, 授業力開発, 特別支援力開発)	18 選択 必修	教職実践研究Ⅰ・Ⅱを含み、所属するコースの領域から最低7科目・14単位を履修し、計18単位以上を修得する。
実習科目	学校臨床基礎実習Ⅰ(授業力開発, 特別支援力開発) 学校臨床基礎実習Ⅱ(授業力開発, 特別支援力開発) ※学校臨床実習Ⅰ(学校力開発, 授業力開発, 特別支援力開発) ※学校臨床実習Ⅱ(学校力開発, 授業力開発, 特別支援力開発) 探究実習(学校力開発, 授業力開発, 特別支援力開発) 学校力開発実習Ⅰ 学校力開発実習Ⅱ 授業力開発実習Ⅰ 授業力開発実習Ⅱ 特別支援教育指導実習Ⅰ 特別支援教育指導実習Ⅱ	10 必修	学部卒学生は、学校臨床基礎実習Ⅰ・Ⅱ、探究実習及び各コースの実習Ⅰ・Ⅱを履修し、計10単位を修得する。 現職教員学生は、学校臨床実習Ⅰ・Ⅱ、探究実習、各コースの実習Ⅰ・Ⅱを履修し、計10単位を修得する。 短期履修学生制度を利用する者は、実習科目のうち4単位(※印)の免除を受けることができる。
自由科目	学校インターンシップ(海外)Ⅰ 学校インターンシップ(海外)Ⅱ	自由	修了要件には含まない
合 計		47	

(2) 履修科目の登録の上限

短期履修学生は年間 53 単位、それ以外の学生は年間 44 単位を上限とする。

なお、集中及び時間外開講の科目、および学部において履修科目の登録上限を超えて履修が認められている科目については、上限に含めない。

3. 開講授業科目

開講する授業科目は、「別表 1. 開講授業科目表(P. 9～14)」のとおりとする。

4. 履修手続等

学生は、いずれかのコースに所属し、教員の指導のもとに、履修基準に定める必要な単位を修得しなければならない。

(1) 受講登録について

- ① 開講授業科目表、時間割表及びシラバス(Web 閲覧)により受講科目を決定する。
- ② 教育学研究科授業科目履修表(前期・後期・通年)に記入し、所属する指導教員の承認を得ておく。
- ③ 指定の期間内(行事予定表に記載の期間)に、教務システム(カダサポ)により履修登録(入力)する。追加や取消等の変更・修正は、履修期間内であれば何度でも可能である。履修登録を終えたら、時間割表を2部(提出用・保管用)プリントアウトする。

- ④ 履修表及び時間割表を所定の期日までに、大学院係に提出する。
- ⑤ 学年の途中において新しく開講される科目については、期間を定めて履修登録を認める。
- ⑥ 重複申請は認めない。
- ⑦ 履修登録をしていない科目については、単位を与えない。
- ⑧ 学部の授業を履修しようとする場合は、「科目履修願」を所定の期日までに、大学院係に提出すること(P. 5 「8. 学部授業の履修」を参照)。なお、履修登録は大学院係が行う。

(2) 定期試験等について

- ① 定期試験は、各科目についてその年度の授業担当教員が受験有資格者に対して行う。
- ② 受験資格は、受講登録した科目の授業等に開講時間の2/3以上出席した者に与える。
- ③ 試験時間割は、試験実施(第1日)の1週間前に発表する。
- ④ 特定の科目については、研究報告の提出をもって試験に代えることがある。
- ⑤ 次の定期試験受験心得を遵守すること。
 - ア 試験を受けようとする者は、定められた時刻に試験場に入場し、監督員の指示にしたがって着席すること。
 - イ 座席に着席したときは、学生証を机上に呈示すること。
学生証を忘れた者は、大学院係で仮学生証の交付を受けてから受験すること。
 - ウ 遅刻者は、監督員の許可を得て入室すること。30分以上遅刻した者は、受験資格がない。
 - エ 答案ができて、開始後30分間は退場しないこと。
 - オ 試験場に入場した者は、必ず答案を提出すること。
 - カ その他監督員の指示にしたがうこと。
- ⑥ 試験において不正行為があった場合には、研究科教授会の議を経て処置する。

(3) 追試験について

- ① 定期試験当日不時の災害、病気、3親等以内の親族の死亡、その他止むを得ない事情があり受験できなかった者については、願い出により、特定の科目につき追試験を行うことがある。
- ② 上記の場合の願い出は、定期試験終了後1週間以内に願書及びその理由を証明する書類を大学院係に提出すること。
- ③ 追試験は、原則として定期試験終了後1週間以内に行うものとする。ただし、学年末試験についてはこの限りでない。

5. 単位の認定及び成績評価基準

(1) 単位の認定

本研究科における学習の形態は、次の三つの形態に分けられるが、45時間の有効な学習活動を基準として1単位を構成する。(参考:香川大学学則第43条)

- ① 講義を主とするもの 教室内講義 15時間 教室外学習 30時間
講義は、1週2時間(本研究科では、1校時は2時間相当となっている。)で一期間(15週)学習し、試験に合格すれば2単位が認定される。
- ② 演習を主とするもの 教室内演習 15時間 教室外学習 30時間
演習は、1週2時間(本研究科では、1校時は2時間相当となっている。)で一期間(15週)学習し、試験に合格すれば2単位が認定される。
- ③ 実習を主とするもの
実習は、80時間(事前準備、事前・事後指導を含む)学習し、試験に合格すれば2単位が認定される。

(2) 成績評価

- ① 各授業科目の成績評価は、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。
- ② 成績評価基準は次のとおりとする。(香川大学成績評価及び単位の授与に関する規程より)

学則に定める標語	評点の範囲	基準
秀	90点以上100点まで	授業科目の到達目標を極めて高い水準で達成している
優	80点以上90点未満	授業科目の到達目標を高い水準で達成している
良	70点以上80点未満	授業科目の到達目標を標準的な水準で達成している
可	60点以上70点未満	授業科目の到達目標を最低限の水準で達成している
不可	60点未満	授業科目の到達目標を達成していない

- ③ 一度修得した単位は取り消すことができない。
- ④ 一度履修し単位を修得した授業科目は、再度単位を授与しない。
- ⑤ 成績は、履修登録期間の1週間前に教務システム(カダサポ)で発表する。

(3) 成績評価結果に対する異議申立て

成績評価等に対して異議がある場合は、「成績評価結果に対する異議申立てについての申合せ」(P.23 参照)にもとづき、教育学研究科長に対して大学院係を通して成績異議申立書を提出することができる。

6. 標準修業年限

標準修業年限は、2年とする。在学期間は当該課程の標準修業年限の2倍を超えることはできない。

7. 修了の要件

高度教職実践専攻では、2年(短期履修学生は1年)以上在学し、教職実践研究において成果を報告し、実践研究報告をまとめ、その審査に合格するとともに、専攻で定めた授業科目 47 単位以上を修得した者に、教職修士(専門職)の学位を授与する。

8. 学部授業の履修

教育学研究科学生が、学部開講科目を教員免許状取得するため等教育上有益と認められる場合は、次のとおり履修することができる。

- (1) 学部学生の履修に支障のない限り、教育学部開講の授業科目を履修することができるものとする。
- (2) 在学中に履修できる授業科目の単位数は 28 単位までとし、1年間に 14 単位以内とする。ただし、学部において履修科目の登録上限を超えて履修が認められている科目については、同様に上限を超えて履修することができる。
- (3) 履修した授業科目の単位の認定については、本学学則第 53 条の規定を準用する。
- (4) 学部授業の履修を希望する者は、予め授業担当教員の承認を得て科目履修願を所定の期日までに提出しなければならない。
- (5) 介護実践演習、教育実践演習・特別支援教育実践演習(事前・事後指導)及び教育実習を受講するためには、麻疹の抗体を有しており、学生賠償保険に加入し、健康診断を受けていなければならない。ただし、既に教員免許状を有している場合は、麻疹の抗体を有しているとみなす。
 - ① 介護実践演習……介護等体験説明会(1月開催)に参加しなければならない。ただし、時期的に無理な場合は、個別に学務係で説明を受け、指定の期日までに申し込むこと。
 - ② 教育実践演習・特別支援教育実践演習(事前・事後指導)……教育実習に行くためには必ず受講しなければならない

ない。ただし、既に教員免許状を有している場合は、事前指導(5コマ分)のみの受講で構わない。

- ③教育実習……教育実習説明会(1月開催)に参加しなければならない。ただし、時期的に無理な場合は、個別に学務係で説明を受け、「教育実習調書」を指定の期日までに提出して申し込むこと。
- ④「教育実習の意義と心構え」及び「事前指導・直前教育(各附属学校園ごとに実施)」には必ず参加すること。
- (6) 学部授業の履修を許可された場合の検定料、入学料及び授業料は無料とする。ただし、介護実践演習及び教育実習の実習経費は自己負担とする。

9. 教育学研究科小学校教員免許取得コース履修上の注意

- (1) 学部授業科目と大学院授業科目を履修するため、3年間の在学期間を必要とする。
- (2) 指導教員等と相談の上、大学院教育を中核とした履修計画を作成し、学部授業の履修が大学院教育の支障とならないようにする。
- (3) 小学校教諭免許状に必要な単位の履修については、上限を設けないが、あくまでも大学院教育を中核とした履修計画を立てなければならない(表1～2)。
- (4) 教育実習は2年次の9月に行い、実習の事前・事後指導は、その前後で履修する。
- (5) 「介護実践演習」は、できるだけ1年後期で履修しておく。
- (6) 小学校教諭免許状の取得を取り止める場合は、1年次の2月末日までに「長期履修期間取消願」を提出して、コースの受講を中止しなくてはならない。
- (7) 小学校教諭免許状以外の免許状取得のために履修できる学部授業科目の単位数は、3年間で 28 単位以内とする。ただし、年間 14 単位を超えないこととする。

表1 修了までに必要な単位数(中学校・高等学校・幼稚園いずれかの一種免許状を所持している者の場合)

科目の内訳	単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	30
教育の基礎的理解に関する科目	2(中高), 0(幼)
道徳, 総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導, 教育相談等に関する科目	8
教育実践に関する科目	2
大学が独自に設定する科目	2
大学院修了要件の科目	47
合 計	91(中高), 89(幼)

※他に社会福祉施設などでの介護等体験が7日間必要である。(中学校免許状所持者を除く。)

表2 標準的な単位取得計画

中・高いいずれかの一種免許状を所持する場合				幼稚園一種免許状を所持する場合			
区分	学部	大学院	計	区分	学部	大学院	計
1年目	22	21	43	1年目	20	21	41
2年目	18	16	34	2年目	18	16	34
3年目	4	10	14	3年目	4	10	14
合 計	44	47	91	合 計	42	47	89

10. 教育職員免許状の取得方法

- (1) 本研究科で取得できる専修免許状の種類及び教科は別表2(P. 15)のとおりである。また、専修免許状取得に使用できる授業科目は別表3(P. 15)のとおりである。
- (2) 専修免許状を取得するためには、別表3に示した授業科目を24単位取得しなければならない。
※専攻における履修基準を満たしたからといって、専修免許状の所要資格を取得したことにはならないこともありうるので、各自が計画的に必要な単位を修得すること。
※教育職員免許状の所要資格は、[教育職員免許法](#)(P. 16～18)を参照すること。
- (3) 専修免許状の申請については、10月中旬頃に下記申請書類を配付し、学務係で取りまとめの上、香川県教育委員会に一括申請をしている。学務係への提出期限までに書類を提出しない場合は、修了後の個人申請となり、修了年度内に教員免許状を受け取ることができないので注意すること。
 - 申請書類一覧(一括申請する場合):学務係
 - ・教育職員普通免許状授与願(取得免許状の種類・教科ごとに1枚)
 - ・宣誓書 1枚
 - ・履歴書 1枚
 - ・その他必要書類(例:介護等体験証明書, 教員免許状授与証明書等)
 - 教員免許状申請窓口(個人申請する場合):香川県教育委員会義務教育課
- (4) 在学中に一種免許状の申請をする場合は、事前に学務係に相談すること。
- (5) 一種免許状取得のための不足単位については、個人で香川県教育委員会に確認しておくこと。
※確認のため、出身大学の「学力に関する証明書」が必要である。

11. 教職大学院フォローアップ・プログラム(短期履修学生制度で修了した者のみ)

高度教職実践専攻を修了した教員に「理論と実践の往還」を定着させ、「学び続ける教員像」を浸透させる取り組みとして、教職大学院フォローアップ・プログラムを設ける。

修了後最低1年間、下記に示すプログラムを修了した者に活動認定を与える。概ね3年以上の活動認定を有し、優れた教育実績をあげた者に、教職大学院として優秀教員表彰を行う。

教職大学院フォローアップ・プログラム

プログラムを受講する教員と在籍校、教職大学院担当教員、県教育委員会の協働により、下記の内容を実施する。

- ・年間を通したフォローアップ・プログラムの計画策定・実践・省察
- ・実践成果に基づいたスクール・ミーティング(教職大学院担当教員を含めた校内研修等)
- ・香川県教育委員会主催の「香川の教育づくり発表会」(香川県以外の教員はそれに代替する教育実践研究発表) における発表・参加
- ・教職大学院主催の「教職実践研究交流会」「教職実践研究フォーラム」の参加

12. 香川県教育委員会・香川県教育センターとの共同企画による教員研修連携科目の履修

香川県教育委員会及び香川県教育センターと連携し、教員研修とタイアップした授業科目として「学校の危機管理研究Ⅰ:校内体制づくり」および「学校の危機管理研究Ⅱ:個別事例研究」を開講する。これらは学校力開発コースのコース科目であるが、いずれのコースの学生も受講できる。なお、「学校の危機管理研究Ⅰ:校内体制づくり」、「学校の危機管理研究Ⅱ:個別事例研究」ともに前期集中として実施する。

また、共通科目「発達支援を視点とした教育とアセスメント」、授業力開発コースのコース科目「子ども理解と学習指導」「道徳授業の実践研究」(いずれも前期)は、授業の一部を香川県教育センターの教員研修と連携する。連携授業の受講証明書の所持者は、取得の翌年度から3か年に限り、自己申請により、「中堅教諭資質向上研修Ⅰ・Ⅱ」の一部免除を希望することができる。

13. 単位互換制度について

鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻、愛媛大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻との単位互換協定により、各大学から提供された授業科目を履修し、そこで修得した単位を本専攻において修得したものとみなすことができる。ただし、修了要件には含まない。連携大学から提供される授業科目及び履修方法については別途通知する。なお、本学では他大学院学生への提供科目として「学校教育における今日的課題～道徳教育における道徳性の発達と価値葛藤～(1単位)」を開講するが、本学の学生はこれを履修できない。

14. 創発科学研究科授業の履修について

[香川大学大学院創発科学研究科](#)が開講する以下の科目(受講推奨科目)を履修することができる。

ただし、修了要件には含まれない。履修科目上限については教育学研究科科目に準ずる。

◇特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応(2科目)

言語支援論(前期・月曜4限・2単位)

多文化理解論(後期・水曜2限・2単位)

◇ICTや情報・教育データの利活用(3科目)

教育システムデザイン論(後期・集中(e-Learning)・2単位)

プログラミング実装論(後期・木曜5限・2単位)

子ども学実践データ演習(前期・火曜2限・2単位)